

# 幼稚園、小・中・高等学校等における 「個別の教育支援計画」 の作成と活用に向けて

愛媛県総合教育センター

## 特別支援教育についての最近の動向

### 学習指導要領の改訂

幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領（平成20年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）において、**障害のある幼児児童生徒の指導の在り方**が示されました。

これにより、各学校等では、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の指導や支援において、特別支援学校の助言や援助を活用すること、「**個別の指導計画**」や「**個別の教育支援計画**」を活用しながら、**組織的、計画的**に取り組むことが求められることとなりました。

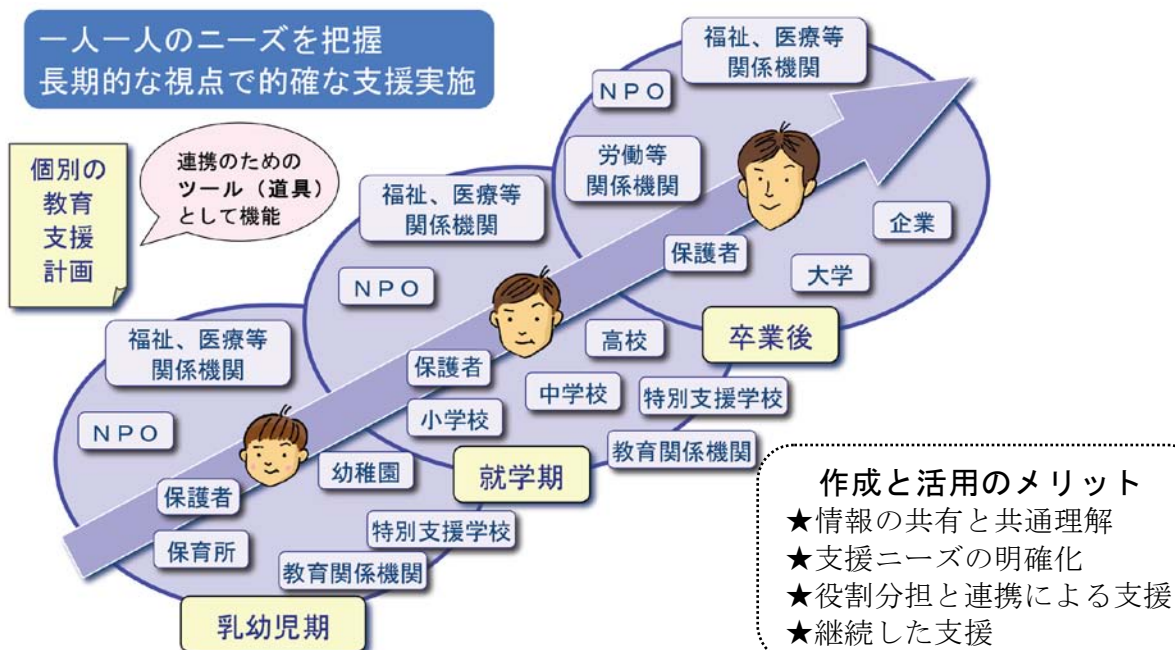
### 特別支援教育と 「個別の教育支援計画」

特別支援教育の推進に当たっては、**校長（園長）のリーダーシップのもと、全教職員が協力し合い、学校（園）全体としての対応**を組織的、計画的に進めましょう。

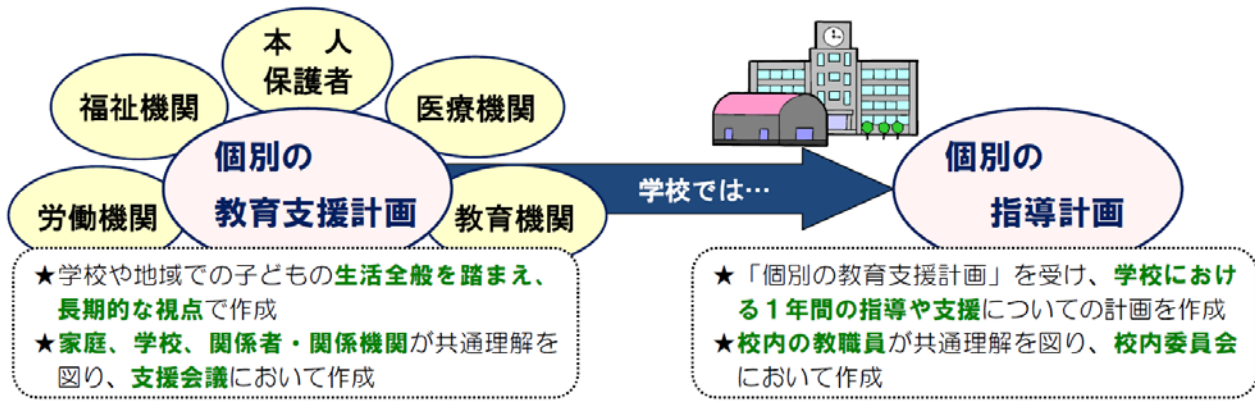
その基盤の上に立ち、外部の関係機関と適切な連携を進めるためには、「個別の教育支援計画」の作成が重要となります。

## 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒**一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で**、乳幼児期から学校卒業後までを通じて**一貫した的確な支援を行う**ことを目的として作成されるものです。その作成に当たっては、幼児児童生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携協力を確保することが大切です。



## 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」



## 「個別の教育支援計画」作成の対象・記入内容

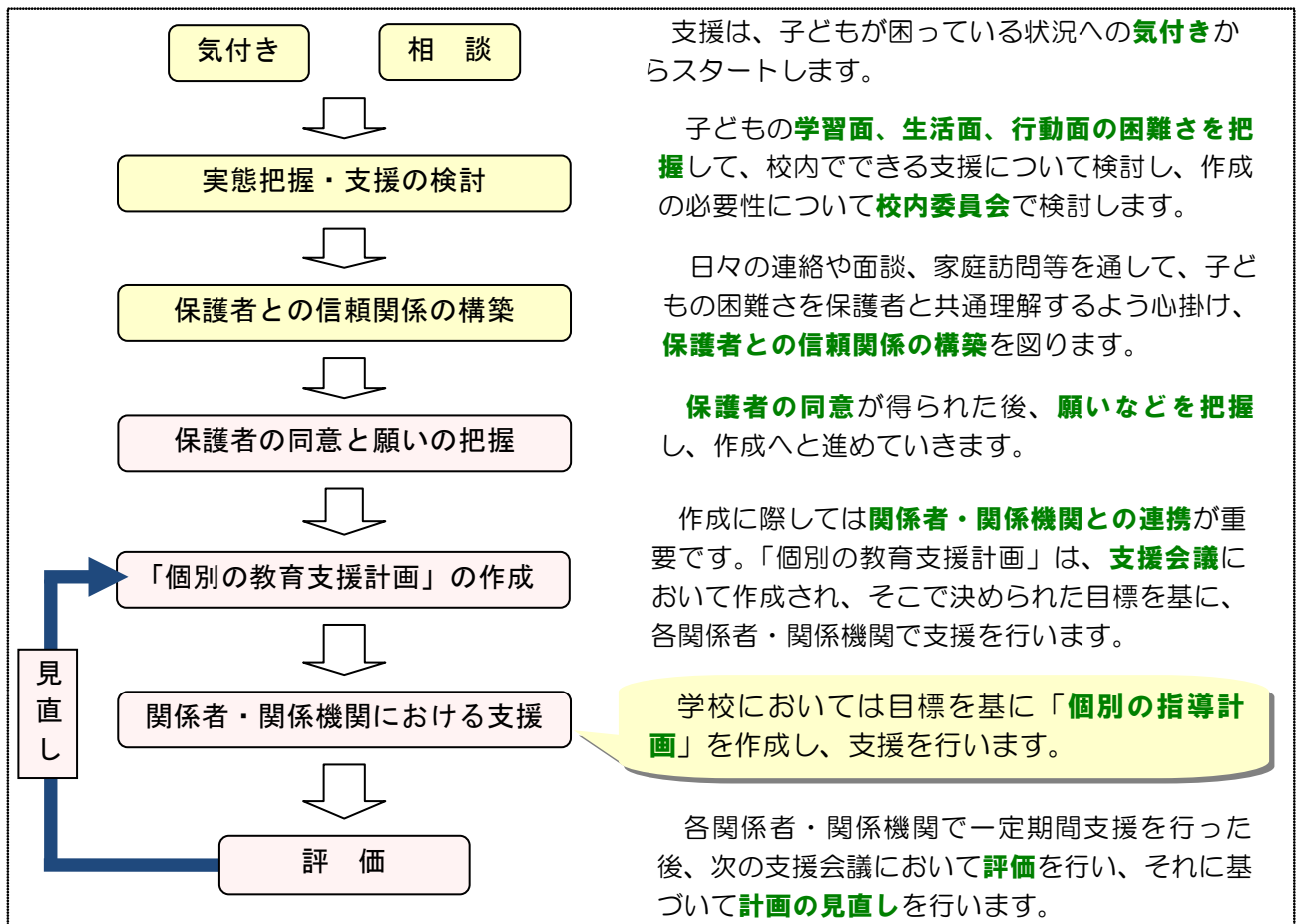
### 作成の対象

- 特別支援学校の幼児児童生徒
- 関係機関との連携による支援が必要な幼児児童生徒
  - ☆ 特別支援学級に在籍している（小・中学校）
  - ☆ 発達障害等の診断を受けている
  - ☆ 診断は受けていないが、本人の困難の状態が大きい

### 記入内容

- 1 実態及びニーズ
- 2 支援目標
- 3 支援の内容
- 4 評価
- 5 相談、会議等の記録

## 「個別の教育支援計画」作成の流れ



## 本人・保護者参画の在り方

保護者は**重要な支援者**の一人です

- 保護者は、作成・実施・評価のすべてにかかわります。支援者としての役割と「個別の教育支援計画」作成への参画について丁寧に説明しましょう。
- 保護者の気持ちに寄り添いながら、信頼関係を構築することが大切です。



本人、保護者が参画しやすい環境を整えましょう

- まず**校内全体の保護者への啓発**が必要です。そのことにより、特別な教育的支援が必要な子どもたちへの理解を高め、保護者の協力を得ることができます。



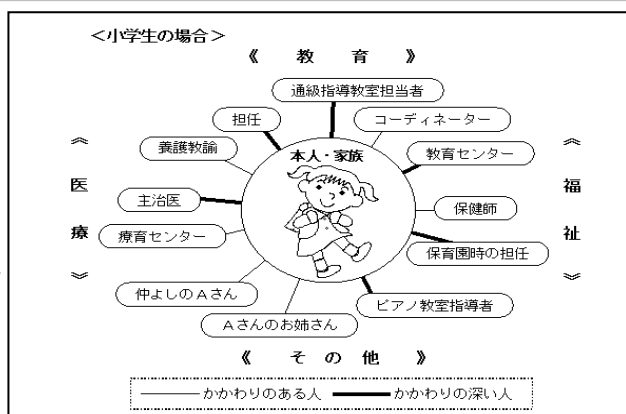
☆本人の思いや願いを大切にしましょう。

## 関係者・関係機関との連携の在り方

子どもたちは、生活の中でいろいろな人とかかわっています。

本人を取り巻く関係者・関係機関の全体像を把握するために、**支援マップ**にまとめてみましょう。

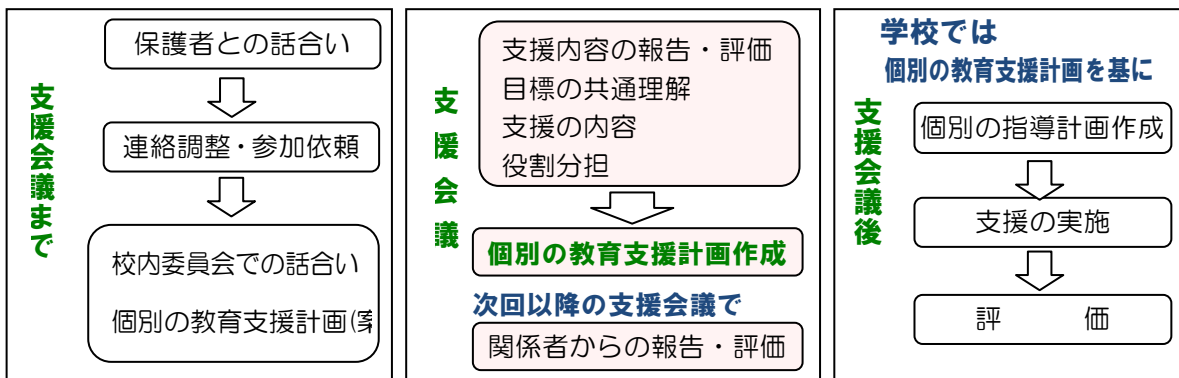
- 関係者・関係機関（教育・医療・福祉・労働など）は、幼児児童生徒の成長に伴い変化します。定期的に把握しましょう。



## 支援会議について

- 支援会議とは、幼児児童生徒一人一人を支援するために関係者が話し合う会議です。開催においては、**学校（特にコーディネーター）が中心的な役割**を果たします。
- まず、保護者と相談して、参加者を選定します。支援会議では、関係者・関係機関と支援目標について共通理解を図り、支援の役割分担を行い、「個別の教育支援計画」を作成します。

支援会議の開催モデル



## 個人情報保護

「個別の教育支援計画」には多くの個人情報が含まれていますので、**取扱いには万全を期す**必要があります。

校内において厳重に保管・管理するとともに、関係者・関係機関へも適切に取り扱うよう説明します。

## 保管・引継ぎ

在学中

転学後  
卒業後

- 原本を学校が保管・管理
- 写しを保護者、関係者・関係機関が保管・管理
- 卒業（園）転学時は、原本を保護者に渡し、進学（転学）先に引き継ぐよう依頼
- 卒業（園）転学後5年間、写しを保管（保管期間を過ぎたら適切に廃棄処理）

※「個別の指導計画」は、原本を学校が保管します。

## 「個別の教育支援計画」の様式

「個別の教育支援計画」の様式には、基本情報や実態、ニーズ、支援の目標や内容など、幼児児童生徒を理解し支援する上で必要な情報が項目として挙げられています。「実態とニーズ」「支援の目標」「支援の内容」のそれぞれを関連させて記入します。

愛媛県教育委員会「個別の教育支援計画」様式例（小学校用）

個別の教育支援計画①		個別の教育支援計画②	
小学校用		小学校用	
平成〇年〇月〇日記入 記入者：〇〇〇		平成〇年度	
〇〇立〇〇小学校 ふりがな	性別	支援の目標	
氏名	生年月日	目標	
住所	保護者名	支援の内容	
障害名 (診断名)	連絡先	必要な支援内容	支援の評価
家庭の状況	手帳の有無	・必要な支援内容	・評価
学習の状況 (達成度、習熟度、得意な分野等)	療育手帳 有( A・B )・無 (平成 年 月 日交付)	・関係者・関係機関 (担当者)	・課題
諸検査の 結果等	身体障害者 手帳 有( 種 級 )・無 (平成 年 月 日交付)	支援の評価	
既往歴	知的障害 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)	・評価	
所患名 (主病名 けいせん発作 頻発等)	発達障害 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)	・課題	
好きなこと 趣味等	自閉性障害 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)	相談内容等の記録	
現在困って いること等	学習障害 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)	相談・ケース会議の記録	
本人の希望	読書障害 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)	校内委員会や巡回相談の記録 など	
保護者の希望	その他 有( 種 )・無 (平成 年 月 日交付)		
就学・進路			
その他			

愛媛県教育委員会特別支援教育課ホームページ (<http://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji/index.htm>) より

## 手引(試案)及びリーフレットの活用について

当教育センターでは、先生方が「個別の教育支援計画」について理解を深め、作成をスムーズに行うための手掛かりとして「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」を作成しました。この手引には、「個別の教育支援計画」についての基本事項や作成手順等が詳しく説明されています。

本リーフレットは、手引の内容をコンパクトにまとめたもので、「個別の教育支援計画」の全体像をつかむことを目的として作成したものです。「校内研修用資料」として御活用ください。また、リーフレットに併せてプレゼンテーション資料も作成しました。二つを併せて使用することで研修が効果的に行えます。

### 個別の教育支援計画の作成に向けて

基礎的な内容を学ぶ

リーフレット及びプレゼンテーション資料を用いて研修を行い、「個別の教育支援計画」の全体像をつかむ。

実際に作成を行う

「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」より随時、必要な内容を参考に、学校での進め方を検討する。

### 愛媛県総合教育センター 特別支援教育室作成

「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」「リーフレット」「プレゼンテーション資料」は、愛媛県総合教育センターHPトップ>学習指導資料>特別支援教育のページからダウンロードできます。(愛媛県総合教育センターHPアドレス:<http://www.esnet.ed.jp/center>)